

竹富町の教科書問題

教科書の採択を巡り、沖縄県の竹富町が揺れています。

中川文科大臣は、10月26日東京書籍を採択した竹富町に教科書を無償給与しないことを伝えたとのこと。つまり、東京書籍を採択した竹富町には、教科書の無償化は認めないということです。こうした事態は、教科書無償給与の制度発足以来、初めてのことだと思います。

事の発端は、8月23日、石垣市、与那国町及び竹富町で構成する八重山地区協議会が育鵬社の教科書を選定したことに対し、竹富町が協議会の手続きを疑問視して、協議会の結論とは異なる東京書籍を採択した事によります。

これに対して、中川文科相は、前段で述べたように、石垣市と与那国町には教科書無償措置法によって育鵬社版の教科書を国費で給与する一方、竹富町には国費による給与はしない方針を固めたものです。

教科書、取り分け歴史教科書の採択に関しては、それぞれの立場による歴史認識の違いから、様々な議論が行われてきました。ここでは、そうした教科書の中身の是非を論じるつもりはありませんが、日本の歴史教育についていえば、日本の国の成り立ちについてしっかり教えて欲しい、ということだけは申し上げておきたいと思っています。

ところで、今回、八重山地区での教科書採択が何故紛糾しているのかについて、少し整理をしてみたいと思います。その為には、教科書採択の権限と教科書無償給与制度との関係について考えなければなりません。

まず、教科書を採択する権限は、教育委員会にあります（地方教育行政法23条6号及び同法施行通達）。従って、竹富町は、育鵬社ではなく東京書籍を採択すること自体は、権限の範囲ということになります。

一方、公立小中学校で使用する教科書については「義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律」で、採択地区（今回の場合は八重山地区）の教育委員会が共同で採択した教科書が無償給与の対象となります。このため、八

重山地区協議会では、石垣市など構成する3教育委員会が協議し、最終的に育鵬社の教科書を採択したものです。

こうした経緯からすれば、竹富町は、東京書籍の教科書を使用したいとの意向が強かったにせよ、協議会の決定に従うというのが、本来の姿勢ではないかと思えます。

竹富町の教育長は、中川文科大臣の方針に対して「いきなりペナルティが下されるようなことには納得がいかない」といっている（10月27日付朝日新聞）ようですが、教科書の無償給与を受けようとするなら、その制度のルールに従うべきでしょう。また仮に、国が竹富町のいい分を飲めば、ダブルスタンダードということになり、新たな混乱を生むこととなります。

今後に向けどうあるべきかについては、しっかりと議論していただいたら良いと思いますが、同時に、ルールを尊重するという姿勢もまた、非常に大切だと思えます。（塾頭 吉田 洋一）